

一般社団法人薬学教育協議会北陸地区調整機構規則

第1条（名称）

本会は、「一般社団法人薬学教育協議会北陸地区調整機構（以下「北陸地区調整機構」という。）」と称する。

第2条（目的）

北陸地区調整機構は、北陸地区で薬学生を対象に実施される病院及び薬局実務実習等（以下「実務実習」という。）の実施に関わる諸問題を協議及び調整することにより、実務実習の円滑な実施に寄与することを目的とする。

第3条（委員会）

1. 北陸地区調整機構はその運営のために、北陸地区調整機構委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2. 委員会は次の委員で構成する。ただし、必要に応じてオブザーバー委員の参加を認める。
 - 1) 北陸地区内に設置された各薬系大学から選出された者（各2名）
 - 2) 北陸地区各県薬剤師会から選出された者（各3名）
 - 3) 北陸地区各県病院薬剤師会から選出された者（各3名）
 - 4) 委員長が指名した者（若干名）
3. 委員会は委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員の代理の出席を認める。
4. 委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
5. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
6. 委員は、任期満了においてもその後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。その職務を辞任した場合においても同様とする。

第4条（委員長・副委員長）

1. 北陸地区調整機構には、委員長1名、副委員長2名、監査役2名、及び事務局責任者1名を置く。
2. 委員長は定時および臨時の委員会を招集し、その議長となる。
3. 委員長は、構成委員から互選する。
4. 副委員長は、委員長が指名し委員会の承認を得る。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長がその任に当たる。
6. 委員長、副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条（事業）

北陸地区調整機構は、第2条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1) 実務実習の実施施設、時期、期間、人数等の調整に関する事項
- 2) 実務実習の指導体制に関する事項
- 3) 中央調整機構及び他地区調整機構との連携・連絡・調整に関する事項
- 4) 事務局の運営
- 5) その他、調整機構が必要と認める事項

第6条（小委員会）

1. 北陸地区調整機構は委員会の円滑な運営のために、委員会の下部組織として以下の小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

- 1) ワークショップ実行委員会
- 2) トラブル対策委員会

また、必要に応じてその他の小委員会を置くことができる。

2. ワークショップ実行委員会は、北陸地区における認定実務実習指導薬剤師の養成計画・立案に当たる。

3. トラブル対策委員会は、北陸地区における実務実習において、当事者間での対処が困難な事例の対処に当たる。

4. 小委員会は次の委員で構成する。ただし、必要に応じてオブザーバー委員の参加を認める。

- 1) 北陸地区内に設置された各薬系大学から選出された者（各1名）
- 2) 北陸地区各県薬剤師会から選出された者（各1名）
- 3) 北陸地区各県病院薬剤師会から選出された者（各1名）
- 4) ワークショップ実行委員会においては、調整機構選出の薬学教育者ワークショップ委員（2名）と庶務担当者（1名）。ただし、4-1）、4-2）、4-3）からの選出者との兼務を妨げない。

5. 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。小委員会委員の委員会委員との兼務、また他の小委員会委員の兼務を妨げない。

6. 小委員会委員長は、委員長が指名し委員会の承認を得る。

7. 小委員会の開催は、委員長が小委員会委員に委任する。

第9条（経費）

1. 北陸地区調整機構の運営にかかる経費の項目は委員会で協議し、その経費は、加盟各団体が負担する。

2. 第8条に定める小委員会の運営にかかる費用は北陸地区調整機構が負担する。

第 10 条（年度）

北陸地区調整機構の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 11 条（事務局）

北陸地区調整機構の事務局は、加盟大学あるいは団体に置く。

- 付則
1. 本規則の改正には、委員会の議決を要する。
 2. 平成 25 年 6 月 1 日施行